

## ワシントン州立大学語学派遣研修等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会事務局職員及び西宮市立学校に勤務する教職員のワシントン州立大学語学派遣研修等(以下「派遣研修等」という。)について必要な事項を定める。

(派遣研修等の目的)

第2条 派遣目的は、語学力の向上、西宮市における英語教育の推進及び西宮市立学校とスポーケンの教育関係機関との交流等、西宮教育に寄与することを目的とする。

(派遣研修等の対象者)

第3条 派遣研修等の対象者(以下「派遣者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、簡単な英語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができ、外国語活動及び英語教育に積極的に取り組み、研修の成果を本市の教育に活かすことができる者とする。

(1) 西宮市立小学校、中学校及び高等学校に在籍する教職員

(2) 西宮市教育委員会事務局に所属する指導主事

(派遣者の選考)

第4条 派遣者は、教育長、教育次長及び教育総括室長が選考するものとする。

(派遣期間)

第5条 派遣者は、原則としてワシントン州立大学等での語学研修のために必要な期間滞在することとする。

(研修内容及び活動)

第6条 派遣者は、次の各号に掲げる研修及び活動を行うこととする。

(1) ワシントン州立大学で開催される英語に関する語学研修や教育学部の授業の受講及びブルマン市の公立学校の視察

(2) 外国語教育に関わる教育理論、教授法及び教材等の収集

(3) 関係機関等への表敬訪問

(派遣費用)

第7条 派遣研修等にかかる費用は、職員等の旅費に関する条例(昭和34年西宮市条例第14号)及び教育職員の旅費に関する条例(昭和39年西宮市条例第17号)の規定に基づき、西宮市教育委員会が支給するものとする。

(サービスの取り扱い)

第8条 派遣者の派遣研修期間中のサービスについては、出張扱いとする。

(研修課題)

第9条 派遣者は、派遣研修等に参加するに際して、西宮市における教育行政及び学校教育の推進に資する積極的な課題を設定するものとする。

(派遣人数)

第10条 派遣者の人数は、毎年度の予算の範囲内で決定するものとする。

(事前研修)

第11条 派遣者は、次の各号に掲げる研修を事前に自己研修として実施するものとする。

(1) 研修課題に関する研修

(2) 英語日常会話等に関する研修

(復命)

第12条 派遣者は、派遣期間終了後2箇月以内に、派遣研修の結果を報告書にまとめ、西宮市の教育行政及び学校教育の推進の参考に供するものとする。なお、必要に応じて報告会又は研修会を開くものとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月18日から実施する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。